

# 消防の動き



2017  
9  
No.557

● 「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会報告書」の概要



FDMA  
住民とともに

消防庁  
Fire and Disaster Management Agency





## 「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた 防火対策及び消防活動のあり方に関する 検討会報告書」の概要…………… 4

平成29年9月号 No.557

### 巻頭言 就任にあたって（消防庁次長 緒方 俊則）

#### Report

平成28年1月～12月における火災の状況（確定値）……………	6
平成28年1月～12月の製品火災に関する調査結果……………	8
「災害時非常用電源設備の強化等に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する 検討報告書」の概要……………	10
「屋外タンク貯蔵所の耐震安全性に係る調査検討報告書」の概要……………	12

#### Topics

「第66回岐阜県消防操法大会」について……………	14
平成29年度「こども霞が関見学デー」の開催……………	15
『第17回レスキューロボットコンテスト』における消防庁長官賞の授与について……………	17
平成29年度少年消防クラブ交流会（全国大会）の開催……………	18
「水素スタンドの多様化に対応した給油取扱所等に係る安全対策のあり方に関する 検討会」の開催……………	19
「防災行政無線等の戸別受信機の標準的なモデル等のあり方に関する検討会」の 開催……………	20
救急の日ポスター及び映画「散歩する侵略者」とのタイアップポスターについて……………	21

#### 先進事例紹介

お菓子を使っておかしく楽しく住宅防火「 <sup>住</sup> 「 <sup>警</sup> 「 <sup>器</sup> 「 ジュケーキ」誕生（愛知県 豊田市消防本部）……………	22
--	----

#### わたしじつは消防吏員

直径9メートルの円形マット上で学んだこと（埼玉県 埼玉西部消防局 歌田 圭純）……………	24
日々の努力の積み重ねにより、苦手を得意に（東京都 東京消防庁 谷口 誠司）……………	25

#### 消防通信～望楼

小山市消防本部（栃木県）／瀬戸市消防本部（愛知県） 東大阪市消防局（大阪府）／西宮市消防局（兵庫県）……………	26
--	----

#### 消防大学校だより

危険物科における実践的な訓練の概要……………	27
教育訓練の実施状況（平成29年4月～7月実施分）……………	28

#### 報道発表

最近の報道発表（平成29年7月24日～平成29年8月23日）……………	29
-------------------------------------	----

#### 通知等

最近の通知（平成29年7月24日～平成29年8月23日）……………	30
広報テーマ（9月・10月）……………	30

#### お知らせ

9月9日は救急の日……………	31
敬老の日に「火の用心」の贈り物 「住宅防火・防災キャンペーン」（9月1日～9月21日）……………	33
事業所の消防団活動への理解・協力について……………	34
違反是正支援アドバイザー制度の充実・強化……………	35



■ 表紙  
本号掲載記事より

# 就任にあたって



消防庁次長 緒方 俊則

このたび、消防庁次長に就任いたしました緒方俊則です。どうかよろしくお願いたします。

就任の7月11日は九州北部豪雨災害発災後7日目に当たり、前職が内閣府大臣官房審議官（防災担当）であったため、災害対応の切れ目のない非常態勢が続く中での異動となりました。この災害では、消防団員1名が活動中に命を落とされ、また多くの方々がお亡くなりになりました。御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。また、この災害における人命救助活動等のため、福岡県と大分県の消防本部、消防団はもとより他府県からの緊急消防援助隊として、多くの消防職員、消防団員の皆さんが日夜、被災地の厳しい環境の下で活動いただき、地元の消防本部と消防団で活動が続けられていることに深く感謝を申し上げます。

近年、規模の大きい災害が度々発生するようになってきていると感じている方も多いのではないかと思います。前職勤務期間中は、規模が大きい災害が発生すると被災地に入り、被災状況把握のための視察や災害対応を行ってまいりました。2年前の関東・東北豪雨災害被災地の茨城県常総市では、鬼怒川が決壊した現場を視察いたしました。昨年の台風第10号災害では、岩手県岩泉町に所在する小本川沿いの高齢者福祉施設「楽ん楽ん」、北海道十勝地域で河川流域一面農地を覆い尽くして土砂が広がる現場などの視察をさせていただきました。こういった活動を通じて自然の持つ力のもの凄さ、とりわけ短時間に集中的に降る雨が尋常ではないことを実感させられました。また、昨年4月の熊本地震の際は、発災直後から1ヶ月半の間、熊本県庁内の政府現地対策本部にて災害対応に当たりました。その間にも、益城町や西原村の断層沿いの家屋倒壊現場、阿蘇立野の大規模土砂崩落現場、被災した熊本城天守閣や石垣などを視察するとともに、各地の避難所で被災された方々の声を数多く聞かせていただきました。

周囲を海に囲まれ、4つのプレートがぶつかり合う位置にある我が国は、火山や活断層も多く、過去から繰り返し大規模な自然災害に見舞われてきました。こういった中では、災害が起きないようにする努力に加え、起きて被害ができるだけ小さくなるよう取り組むことが大切です。最近でも避難勧告等の発令基準の明確化や名称の見直しなどが行われていますが、起きた災害から教訓を汲み取り、次への備えを進め、災害対応力を高めていくことが重要だと思います。また、最近の北朝鮮の相次ぐミサイル発射を受け、ミサイル攻撃を想定した住民避難訓練を実施する動きが広がっています。このような取組を始め住民の安心・安全の確保のための取組について自治体と一体となって進めていかなければならないと思います。

私が初めて消防の仕事に就いたのは、30年近く前、岩手県消防防災課長の時でした。当時、消防団長さんたちから御案内を受け、日曜日の早朝から実施される各地の消防団の操法大会に出掛けました。また、県の消防長会や消防協会の会合にも度々出席させていただきました。遠洋漁業のため数カ月間、地域を不在にする男性が多い三陸沿岸の村では、地域を守るために婦人防火クラブが熱心に活動をされていました。こういった消防に携わる皆さんとの交流を通じて、自ら地域を守る崇高な消防の精神を実地で教えていただいたことは、大変貴重な経験となっています。消防庁次長の職は身に余る重責ですが、全力で取り組んでまいりますので、どうかよろしくお願いたします。

# 「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会報告書」の概要

## 予防課

本年2月16日に埼玉県三芳町で発生した倉庫火災では、大規模な倉庫の内部において延焼が生じた結果、発生から鎮火に至るまでに約12日間という長時間を要しました。

この火災を受けて、消防庁では、国土交通省と共同で、今後取り組むべき防火対策及び消防活動のあり方について検討をするため、有識者により構成する「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に

関する検討会」を開催し、大規模倉庫において類似の火災が再発することがないように、火災の拡大防止のための対策や、効率的な消防活動のための対策について検討を行いました。

6月30日には、「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会報告書」を取りまとめ、公表しました。

**埼玉県三芳町倉庫火災概要**  
 日時：覚知 平成29年2月16日（木）9時14分  
           鎮圧 平成29年2月22日（水）9時30分  
           鎮火 平成29年2月28日（火）17時00分  
 用途：消防法施行令別表第一(14)項（倉庫）  
 規模等：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上3階  
 面積：建築面積26,977.99㎡、延べ面積71,891.59㎡  
 出火場所：1階北西部端材室（出火原因 調査中）  
 焼損床面積：約45,000㎡（調査中）



(埼玉県防災航空隊撮影)

### 埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会

【検討会委員】（敬称略）

【座長】

小林 恭一 東京理科大学総合研究院教授

【委員】

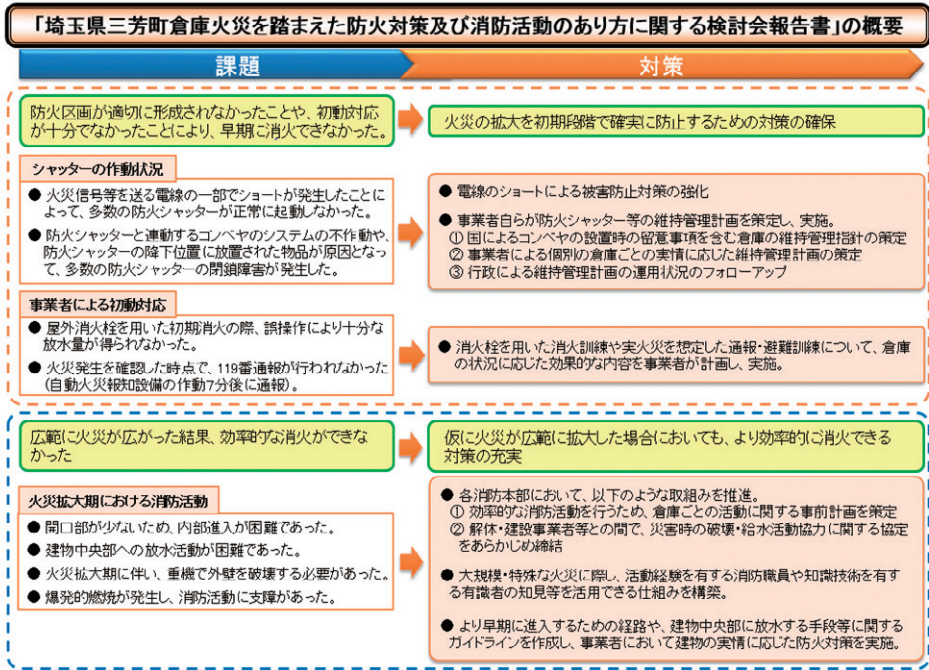
関澤 愛 東京理科大学総合研究院教授  
 辻本 誠 東京理科大学工学部第二部建築学科教授  
 長谷見 雄二 早稲田大学創造理工学部建築学科教授

【事務局】

消防庁  
 国土交通省







報告書の概要は以下のとおりです。

**(1) 防火シャッターの作動状況における課題**

本火災においては、火災信号等を送る電線の一部でショートが発生したことによって、多数の防火シャッターが正常に起動しないという現象が確認された。

また、防火シャッターの降下位置に放置された物品に阻まれたため、完全な区画の形成ができなかった防火シャッターも確認された。

さらに、防火シャッターと交差する配置となっているコンベヤが多数設けられていたものの、これらには防火シャッターの降下と連動して作動し、降下する防火シャッターとの衝突を回避するシステムが備わっていたが、火災時には、当該システムが適切に作動しなかったため、防火シャッターの閉鎖障害が発生していた。

**(2) 事業者による初動対応における課題**

本火災においては、屋外消火栓設備を用いた初期消火の際、ポンプの起動操作が行われておらず、初期消火に必要な放水量が得られなかったと考えられる。

また、火災の発生に際して、発見者は自ら初期消火を試みたものの、結果として、自動火災報知設備の鳴動から約7分が経過するまで、119番通報が行われなかった。

**(3) 消火活動における課題**

本火災では、早期に避難が完了し周囲への延焼危険も低いため、倉庫の特性を踏まえて安全管理に主眼を置き活動を展開したものである。応援も早期に到着し、屋内外から放水を継続した活動が展開されていたが、途中での爆発的燃焼による延焼拡大などの影響を受け、結果として鎮圧までに約6日間、鎮火までに約12日間を要したと考えられる。

早期鎮圧の観点からは、大量放水可能な車両等のさらなる確保や、外壁破壊可能な重機や水源確保に

向けた給水車、ミキサー車などの民間事業所との協定等について、今後の課題とするものであった。

**(4) 課題を踏まえた提言**

上記のとおり、防火区画が適切に形成されなかったことや事業者による初動対応が十分でなかったことにより早期に消火できなかったこと、広範に火災が広がった結果、効率的な消火ができなかったことを踏まえ、次の提言がなされた。

ア 火災の拡大を初期段階で確実に防止するための対策の確保

(ア) 防火シャッターの確実な作動に関する対策として、電線のショートによる被害防止対策の強化や事業者自らによる点検の実施等

(イ) 消火栓を用いた消火訓練や実火災を想定した通報・避難訓練による事業者の火災発生時の初動対応の実効性向上

イ 仮に火災が広範に拡大した場合においても、より効率的に消火できる対策の充実

(ア) 倉庫ごとの警防計画や大規模倉庫における消火活動要領の策定、外壁等の破壊及び水利の補充に関する協定の締結などによる消防本部における対策の強化

(イ) より早期に進入するための経路や建物中央部に放水する手段等に関するガイドラインの作成

「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会報告書」の全文は、消防庁ホームページからダウンロード可能ですので、御活用ください。  
[http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/h29/miyoshimachi\\_souko\\_kasai/index.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/miyoshimachi_souko_kasai/index.html)

**問い合わせ先**

消防庁予防課 四維・桐原  
TEL: 03-5253-7523

## 平成28年1月～12月における火災の状況 (確定値)

### 防災情報室

#### 1 総出火件数は、36,831件、前年より2,280件の減少

平成28年1月～12月における総出火件数は、36,831件で、前年より2,280件減少（-5.8%）しています。これは、おおよそ1日当たり101件、14分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別で見ますと、次表のとおりです。

平成28年1月～12月における火災種別出火件数

種別	件数	構成比(%)	前年比	増減率(%)
建物火災	20,991	57.0%	▲1,206	-5.4%
車両火災	4,053	11.0%	▲135	-3.2%
林野火災	1,027	2.8%	▲79	-7.1%
船舶火災	72	0.2%	▲25	-25.8%
航空機火災	3	0.0%	▲4	-57.1%
その他火災	10,685	29.0%	▲831	-7.2%
総火災件数	36,831	100%	▲2,280	-5.8%

#### 2 総死者数は、1,452人、前年より111人の減少

火災による総死者数は、1,452人で、前年より111人減少（-7.1%）しています。

また、火災による負傷者は、5,899人で、前年より410人減少（-6.5%）しています。

#### 3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)数は、885人、前年より29人の減少

建物火災における死者1,114人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、987人であり、更にそこから放火自殺者等を除くと、885人で、前年より29人減少（-3.2%）しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、88.6%で、出火件数の割合54.1%と比較して非常に高いものとなっています。

#### 4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)の約7割が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)885人のうち、65歳以上の高齢者は619人(69.9%)で、前年より8人増加(+1.3%)しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年と比較しますと、逃げ遅れ440人(37人の減・-7.8%)、着衣着火34人(6人の減・-15.0%)、出火後再進入14人(3人の減・-17.6%)、その他397人(17人の増・+4.5%)となっています。

#### 5 出火原因の第1位は、「放火」、続いて「たばこ」

総出火件数の36,831件を出火原因別にみると、「放火」3,586件(9.7%)、「たばこ」3,483件(9.5%)、「こんろ」3,136件(8.5%)、「放火の疑い」2,228件(6.0%)、「たき火」2,124件(5.8%)の順となっています。



## 6 住宅防火対策への取組み

平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成18年6月から義務化され、既存住宅についても平成23年6月までに各市町村の条例に基づき全ての市町村において義務化されました。

消防庁では、広報、普及・啓発活動として住宅防火防災推進シンポジウムを平成28年度は全国4か所で開催したほか、住宅防火・防災キャンペーンや春・秋の全国火災予防運動等の機会を捉え、報道機関や消防機関等と連携し、特に住宅用火災警報器の点検・交換などの維持管理の重要性について普及啓発活動を行ったほか、防災品、住宅用消火器等による総合的な住宅防火対策を推進しています。

また、全国の消防本部等においても、「住宅用火災警報器設置対策会議」において決定された「住宅用火災警報器設置対策基本方針」を踏まえ、消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と協力して設置の徹底及び維持管理の促進のための各種取組を展開しています。

## 7 放火火災防止への取組み

放火及び放火の疑いによる火災は、5,814件、総火災件数の15.8%を占めています。

消防庁では、「放火火災防止対策戦略プラン」（参照URL: [http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_6.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_6.html)）を活用し、目標の設定、現状分析、達成状況の評価というサイクルで地域全体の安心・安全な環境が確保されるような取組を継続的に行うことで、放火火災に対する地域の対応力を向上させることなどを推進しています。

## 8 林野火災防止への取組み

林野火災の件数は、1,027件で、前年より79件減少（-7.1%）し、延べ焼損面積は約384haで、前年より約154ha減少（-28.7%）しています。

例年、空気が乾燥する春先に林野火災が多発していることから、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、平成28年は「誓います 森の安全 火の始末」という統一標語の下、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼び掛けました。



### 問合わせ先

消防庁 国民保護・防災部 防災課防災情報室  
TEL: 03-5253-7526

## 平成28年1月～12月の製品火災に関する調査結果

予防課

### 1 製品火災対策の推進について

近年、製品事故に対する国民の関心は高くなっており、それに伴い、消費者の視点に立った行政サービスの実現が強く求められています。このような状況を踏まえ、平成21年9月には内閣府の外局として消費者庁が発足し、消費者安全法が施行されるなど、製品火災対策を含む消費者の安心・安全の確保は、政府全体の重要課題として推進されているところです。

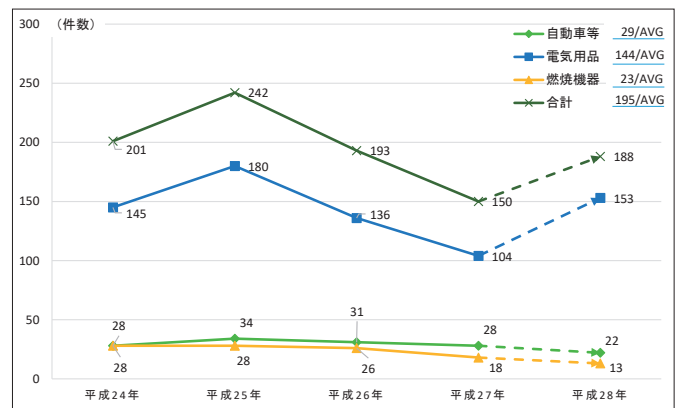
消防庁におきましても、自動車等、電気用品及び燃焼機器といった国民の日常生活において身近な製品が発火源となる製品火災について、情報の収集を行い、四半期毎にその内容を公表するとともに、当該情報を関係機関と共有し、連携することにより、製品火災対策の取組を推進しています。

### 2 平成28年1月～12月の製品火災に関する調査結果について

平成28年1月～12月に自動車等、電気用品及び燃焼機器の不具合により発生したと消防機関により判断された火災について、発生件数や製品情報等について図1及び表1のとおり取りまとめました。

なお、製品の不具合により発生したと判断された火災は自動車等が22件、電気用品が153件、燃焼機器が13件であり、最近5年間の平均値としては、自動車等が29件、電気用品が144件、燃焼機器が23件でした。

図1 最近5年間における製品火災件数の推移



※表中にあるAVGとは過去5年間の平均値(小数点以下を四捨五入)である。  
 ※これ以外に、消防機関が調査中のものが198件ある。(平成28年中)

表1：平成28年中の製品火災の調査結果

単位：(件)

	自動車等	電気用品	燃焼機器	全体
製品の不具合により発生したと判断された火災	22	153	13	188
使用者の使用方法の不良等に起因する火災ではないが、製品の不具合により発生したか否か特定に至らなかった火災	237	165	22	424

※1 使用者の使用方法の不良及び自然災害に起因する火災は、本調査で集計する製品火災には含まれない。

※2 平成28年1月～12月に発生した製品火災で、消防機関が調査中のものが198件ある。



また、平成28年1月～12月に製品の不具合により発生したと判断された火災のうち、件数が2以上あった製品は以下のとおりとなっております。(表2参照)。

**表2：「製品の不具合により発生したと判断された火災」の製品**

(該当件数、製造事業者等名50音順)

製造事業者等	製品名	型式	件数	備考	下記期間における火災件数	
					平成27年 1～12月 (※1)	平成28年 1～3月 (※2)
本田技研工業株式会社	フィット	DBA-GK3	8	平成28年4月4日の社告により電気装置の交換対応	1	1
パナソニック株式会社	ノートパソコン用 バッテリーパック	CF-S10シリーズ用	5	平成26年5月28日の社告によりバッテリーパックの交換対応	13	0
東芝テック株式会社	マルチターミナル (クレジットカードリーダー 機能を有する複合機)	MP-80	4	管轄消防機関により指導対応中	0	0
株式会社ハック (輸入事業者)	リチウム電池内蔵充電器	HAC1078	4	平成29年2月27日の社告により自主回収を告知	0	0
株式会社萬品電機製作所 (倒産)	電気こんろ	MDS-113RE	4	平成20年12月25日の社告により使用中止を告知	0	0
エレコム株式会社	モバイルバッテリー	DE-M01L-7830	3	管轄消防機関により指導対応中	0	0
小泉成器株式会社	電子レンジ	KRD-0106	3	平成19年9月12日の社告により部品交換対応	2	0
(株)アップル社	携帯用音楽再生プレイヤー	iPod nano (第一世代)	2	平成22年8月11日の社告によりバッテリーの交換対応	0	0
LGエレクトロニクス ジャパン株式会社	冷凍冷蔵庫	LR-A17PS	2	平成28年6月23日の社告により部品の交換対応	0	0
長州産業株式会社	石油給湯機	DX-403D	2	平成17年1月24日の社告により点検対応	0	0
株式会社ハック (輸入事業者)	リチウム電池内蔵充電器	HAC1182	2	平成29年2月27日の社告により自主回収を告知	0	0
株式会社フィリップス エレクトロニクス ジャパン	オイルヒーター	HD3477	2	平成13年10月16日の社告により点検・修理対応	0	0
ユアサプライムス株式会社 (輸入事業者)	カーボンヒーター	KYA-C915R	2	平成28年3月9日の社告により点検・修理対応	0	0

### 3 今後の取組について

製品火災対策を推進し、類似火災の発生を防止するためには、消防機関が行う火災原因調査等により製品に係る火災の出火原因を究明し、出火原因に応じた火災の再発防止対策を講ずることが大変重要です。このため、消防庁では、製品火災に関する調査結果を公表するとともに、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消

防機関の調査技術の向上や火災原因調査・原因究明体制の充実・強化を推進しているところであり、今後も関係機関との連携強化を図りつつ、消費者の安全・安心の確保に努めてまいります。

#### 問合わせ先

消防庁予防課 柏原・岡崎  
TEL: 03-5253-7523

## 「災害時非常用電源設備の強化等に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討報告書」の概要

危険物保安室

### 1 はじめに

平成26年6月に閣議決定された国土強靱化基本計画において、非常用電源設備等の確保による事業継続性の確保が求められており、今後、非常用電源設備の更なる設置が見込まれています。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）では、競技場等に仮設の発電施設の設置が見込まれます。

そのため、消防庁では、非常用電源設備の設置の実態等を調査し、危険物に係る規制について合理化等の必要性等の検討を行うとともに、仮設の発電施設の必要な安全対策について検討を行い、「災害時非常用電源設備の強化等に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討報告書」に取りまとめたので紹介します。

### 2 非常用電源設備の危険物に係る規制についての合理化等に関する検討

ビル関係者、行政機関を対象とした実態調査から、非常用電源設備の設置、増強等について障害となるような消防法令上の課題はなく、消防本部と個別に相談すること等により解決可能なものであることがわかりました。

また、消防本部を対象とした実態調査から、非常用電源設備の設置等に係る消防法令の適用にあたり、以下の事項について、詳細な運用方法の明確化を図り、消防本部に周知する必要があることとされました。

- ① 非常用電源設備の「排気筒」に関する消防法令上の位置付けについて
- ② 非常用電源設備の排気筒が区画壁を貫通する場合の防火措置の方法等について
- ③ 屋上に設置する非常用電源設備の周囲に設ける空地の取り方について

### 3 東京大会における仮設の発電施設に関する検討

東京大会の開催に伴い、設置される仮設の発電施設について、消防法令上の技術基準に係る想定される主な課題を整理し、危険物の規制に関する政令第23条の適用も考慮した安全性を確保するための考え方や対応例を示しました。

なお、安全性を確保するための考え方や対応例の検討に当たっては、東京大会における防災・危機管理体制の一環で以下の措置が講じられていることを前提としています。

- ・非常時の初動体制や連絡体制等が確保されていること。
- ・関係者以外の危険物施設への立入りを制限する等、セキュリティ対策が図られていること。
- ・危険物の品名及び最大数量、指定数量の倍数の制限を行うほか、適切な取扱いが行われていること。
- ・コントロールブースを設置する等、危険物施設の適切な監視体制がとられていること。

#### 【主な課題に対する対応例】

- ① 保安距離については、延焼防止・避難保護の観点から、防火上有効な塀や消火設備・警報設備の設置等の対応により安全性を確保する。
- ② 敷地内距離については、隣接敷地への延焼防止や隣接道路の通行車両等の被害防止の観点から、不燃材料で造った防火上有効な塀を設けること等の対応により安全性を確保する。
- ③ 保有空地については、過去の通知を参考として、一定の条件下で空地内の植栽を認めることができ、植栽



以外の構造物については、構造物の不燃性や形状等から個別に判断し、安全性を確保する。

- ④ コンテナ型燃料タンクを設ける場合、タンクの構造について、海外規格等において消防法令で規定する水張試験と同等以上の試験が規定されているかを確認することにより安全性を確保する。
- ⑤ 放爆構造については、圧力上昇の原因となるタンク内部の爆発、周囲の加熱等の抑制及び危険物を漏えいさせることなく、内部の異常な圧力上昇を抑制するための設備の設置により安全性を確保する。
- ⑥ 配管については、原則鋼製配管を使用することとし、仮に耐火性能を有しないゴム製配管を用いる場合は、火災等による熱の影響を受けないような措置をとるこ

とで安全性を確保する。

- ⑦ 防油堤については、流出防止の観点から、流出した危険物が浸透することがない地盤面上に設置すること等の対応により安全性を確保する。
- ⑧ 設備周囲の囲い等については、広範囲への流出拡大防止の観点から、設備の周囲に鋼製の囲いや土嚢を設置することや、コンテナ式設備やキュービクル式設備の場合、鋼板等で作られた外箱により流出防止を図ることにより安全性を確保する。
- ⑨ 機器一体の附随タンクについては、取扱いの例を示すとともに、発電機の使用や危険物の取扱い方法に応じて必要な安全対策を講ずることにより安全性を確保する。

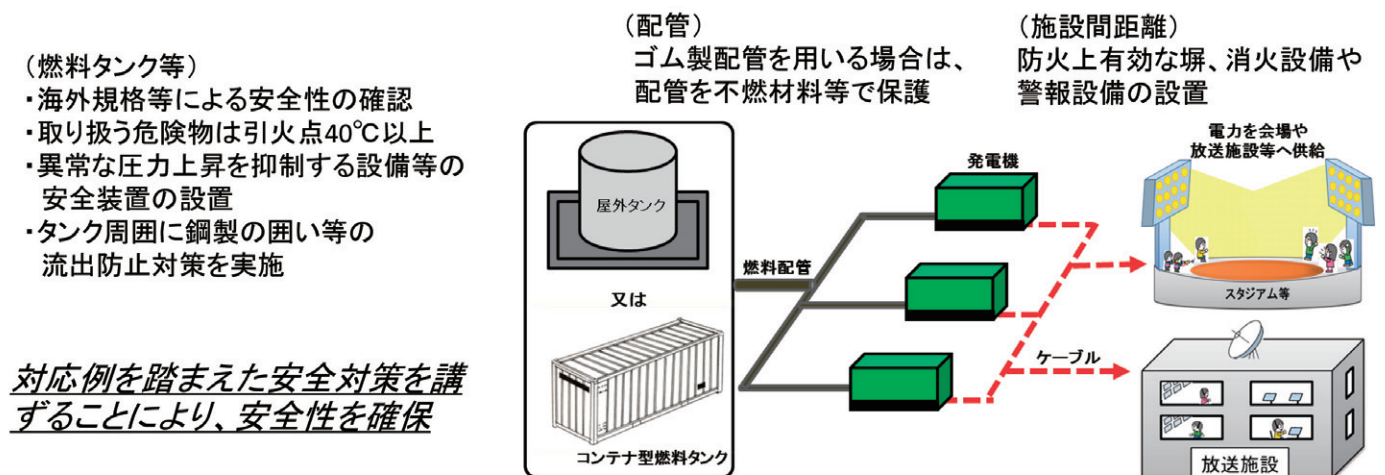


図1 想定される仮設の発電施設の形態と主な対応例

※ 「災害時非常用電源設備の強化等に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討報告書」については、消防庁ホームページから閲覧できます。「消防庁トップページ」→「消防庁について」→「審議会・検討会等」→「平成28年度開催の検討会等」→「災害時非常用電

源設備の強化等に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討会」([http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/h28/saigaizihizyoyo/houkoku/houkokusyo.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h28/saigaizihizyoyo/houkoku/houkokusyo.pdf))

**問い合わせ先**

消防庁危険物保安室 危険物施設係 池町、羽田野  
TEL: 03-5253-7524

## 「屋外タンク貯蔵所の耐震安全性に係る調査検討報告書」の概要

### 危険物保安室

#### 1 はじめに

危険物を大量に貯蔵する屋外タンク貯蔵所は、危険物が流出した場合の影響が大きいことから、過去に発生した地震を教訓に技術基準の見直しを重ね、「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会」においても、現行基準は妥当なものとされました。しかしながら、中央防災会議等において従来の想定を超えるような南海トラフ地震等の想定地震動の検討が進められ、大規模な地震の発生が懸念されている状況に鑑み、平成26年度から3か年で「屋外タンク貯蔵所の耐震安全性に係る調査検討会」を開催し、新たに想定された大規模な地震に対する屋外タンク貯蔵所の耐震安全性に係る調査検討を行い報告書に取りまとめたので紹介します。

#### 2 検討の内容及び結果

内閣府から公開された南海トラフ地震（短周期地震動・長周期地震動）及び首都直下地震（短周期地震動）の想定地震動に対し、現行の耐震基準によって設置された屋外タンク貯蔵所のうち、地震で損傷した場合に大規模火災や危険物の大量流出等の被害が生じるおそれのあるタンク本体、基礎・地盤及び浮き屋根の耐震安全性について、シミュレーションにより検証を行いました。その際、タンク本体及び基礎・地盤は主に周期が2～3秒以下の短周期地震動の影響を強く受けることから、内閣府が公開している工学的基盤の短周期地震動を基に地表の地震波形を作成して解析を行い、浮き屋根は2秒～10数秒の長周期地震動の影響を強く受けることから、内閣府が公開している地表の地震波形をそのまま用いて解析を行いました。

なお、首都直下地震の長周期地震動については、内閣府から公開されていないことから、検討の対象から外しました。

##### (1) タンク本体の耐震安全性の解析

タンク本体の耐震安全性については、南海トラフ地震の短周期地震動及び首都直下地震の短周期地震動に対して解析を行いました。解析の対象は、まず南海トラフ地震については、震度7が想定される県に位置するコンビナート等特別防災区域（以下、「特防区域」といいます。）の中から、首都直下地震については、震度6強が想定される県に位置する特防区域の中から、それぞれ想定震度が高い3か所を選定し、タンクに適用される新法基準・旧法基準の別やタンク容量等を考慮し、南海トラフ地震については33基、首都直下地震については20基のタンクを選定しました。これらのタンクに対して、対象となる地震の各特防区域における地震波形による時刻暦応答解析を基に、それぞれの想定地震動に対し、最も影響を受けると考えられるタンクを1基ずつ抽出し、隅角部の変形及び側板の変形について詳細に解析を実施しました。

解析の結果、いずれのタンクも隅角部の変形による疲労損傷度が許容値以内となり、側板に発生する応力も許容応力以下になるとの結果が得られました。

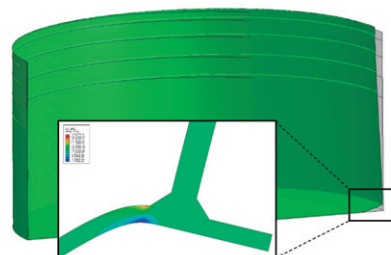


図1 タンク本体の解析イメージ

##### (2) 基礎・地盤の耐震安全性の解析

基礎・地盤の耐震安全性については、南海トラフ地震の短周期地震動及び首都直下地震の短周期地震動に対して解析を行いました。解析の対象は、南海トラフ地震については、震度7が想定される県に位置する特防区域の中から、首都直下地震については、震度6強が想定される都県に位置する特防区域の中から、計測震度や砂層の有無、液状化対策の状況等を勘案し、それぞれ2か所を選定しました。基礎の選定については、屋外タンク貯蔵所の基礎の施工実績が、盛り土基礎が最も多く、リング基礎を検討に加えることにより、ほとんどの屋外タンク



貯蔵所の基礎を網羅できると考えられることから、盛り土基礎及びリング基礎をそれぞれの想定地震動に対し1か所ずつ割り当てました。これらに対し、断面2次元非線形有効応力解析によって、屋外貯蔵タンク直下の液状化対策された地盤の変形の評価を行うとともに、変形の発生が想定される場合は、屋外貯蔵タンク本体の沈下量や変形角及び過剰間隙水圧比の経時変化の評価を行いました。

解析の結果、液状化対策のため地盤改良された屋外貯蔵タンク直下の地盤で同様沈下が予測されましたが、タンク本体に大きな応力がかかるような不等沈下は確認されませんでした。また、タンク直下から外れた未改良地盤の沈下量とタンク直下の改良地盤の沈下量との差はある程度確認されましたが、タンク本体や基礎への影響がみられるような変形は確認されませんでした。

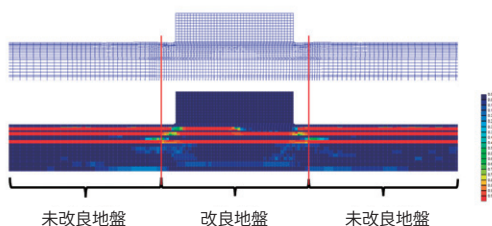


図2 基礎・地盤の解析イメージ

### (3) 浮き屋根の耐震安全性の解析 (南海トラフ地震のみ)

浮き屋根の耐震安全性については、南海トラフ地震の長周期地震動に対して、浮き屋根の耐震基準に適合しているタンクを対象として解析を行いました。

解析の対象は、太平洋側及び瀬戸内海側に所在する耐震基準に適合している浮き屋根式タンクの基数や強度条件等を勘案して、首都圏、中京圏、関西圏近傍から1か所ずつ特防区域を選定し、想定地震動の影響が大きくなると考えられるタンクを各特防区域から2基ずつ、3地区計6基を抽出しました。さらにこれらのタンクに対して、浮き屋根動的応答解析システム及び消防法による算定式による評価を行い、最も影響を受けると考えられるタンクを1基選定しました。そして選定したタンクの浮き屋根の詳細な3次元モデルを作成し、線形FEM浮き屋根動的応答解析システムによる時刻歴応答解析により、ポンツーンに発生するモーメント及び円周方向圧縮力を求め耐震強度を評価しました。また、併せて許容耐力の算定方法によるポンツーン断面の耐震強度についても評価しました。

両評価の結果、ともに当該浮き屋根のポンツーン断面強度は許容値を満足していることが確認されました。

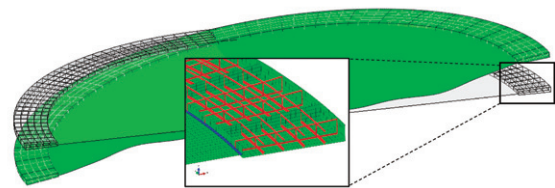


図3 浮き屋根の解析イメージ

### (4) 耐震安全性確保策

本検討では、解析のために一定の条件を設定しましたが、これらの条件を超えるような場合も否定できないことや、今後、新たな知見を踏まえた地震動の想定も考えられることから、事業所自らが当該検討の手法も参考にして耐震安全性について検証し、必要な対策を講ずることが望まれるとされました。そのうえで、一般的に懸念される事象に対して更なる耐震安全性を確保する上で有効な対策についての整理がなされました。

## 3 まとめ

以上から、内閣府から公開された南海トラフ地震及び首都直下地震の想定地震動に対し、現行の耐震基準によって設置された屋外タンク貯蔵所について、「危険物の大量流出」、「全面火災につながる油面の露出」といった大きな被害が生ずる蓋然性は低いとの評価がなされました。

しかしながら、前述のとおり、検討の前提とした条件を超えるような場合も否定できないこと、新たな知見を踏まえた地震動の想定も考えられることから、今後起こり得るすべての大規模地震に対する屋外タンク貯蔵所の耐震安全性を担保するものではないことに留意が必要であるとされています。

なお、「屋外タンク貯蔵所の耐震安全性に係る調査検討報告書」については、消防庁ホームページから閲覧できます。「消防庁トップページ」→「消防庁について」→「審議会・検討会等」→「平成28年度開催の検討会等」→「屋外タンク貯蔵所の耐震安全性に係る調査検討会」([http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/h28/okugaitaishin/houkoku/houkokusyo.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h28/okugaitaishin/houkoku/houkokusyo.pdf))

#### 問合わせ先

消防庁危険物保安室 岡澤、清野、佐々木  
TEL: 03-5253-7524

# 「第66回岐阜県消防操法大会」について

## 地域防災室

平成29年8月6日、岐阜県瑞穂市の中山道大月多目的の広場において、「第66回岐阜県消防操法大会」が岐阜県及び（一財）岐阜県消防協会により開催され、野田総務大臣が出席し、来賓祝辞を述べられ、大会関係者を激励されました。

本大会は、消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図ることを目的とし、日頃の訓練により培った消防操法技術を競い合う大会として開催されたものです。

開会式終了後、出場隊テントへ移動し各出場隊を激励しました。



野田総務大臣による激励の様子①



入場行進風景



野田総務大臣による激励の様子②



野田総務大臣による来賓祝辞の様子



競技風景

### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室  
TEL: 03-5253-7561（直通）



# 平成29年度「こども霞が関見学デー」の開催

## 総務課

「こども霞が関見学デー」は、文部科学省が中心に行う「こども見学デー」の取組として、子供たちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、府省庁等の施策に対する理解を深めてもらうことを目的として、職場見学のほか、府省庁等ごとの特色を生かし、全国の小・中学生等の子供たちを対象に様々なプログラムを設け、毎年実施しているもので、今年度は8月2日(水)、3日(木)の2日間にわたって開催されました。



全国消防イメージキャラクター「消太」も登場

消防庁では、中央合同庁舎第2号館北側駐車場(警視庁側)、1階共用会議室4及び地下2階ホワイエにブースを設け、子供たちに「消防の仕事」を楽しみながら学び、身近に感じてもらうため、『消防士の仕事を体験してみよう!』と題し、4つの体験型の課題に挑戦してもらいました。



「地震に負けるな!」(起震車)の様子

### ★消防士の仕事を体験してみよう!

#### ☆課題①

#### 地震に負けるな! (地震の揺れを体験しよう)

- ・起震車  
震度6強以上の揺れが起こる起震車の中で、慌てず低い姿勢をとり、机やテーブルの下に素早く隠れよう。
- ・地震動シミュレーター  
揺れと同期した室内映像をスクリーンで見ながら、地震動を視覚的かつ体感的に体験しよう。

#### ☆課題②

#### 煙の中を突き進め! (煙の怖さを感じてみよう)

- 視界が悪く息苦しい煙ハウスの中で、ハンカチ等で呼吸を確保して落ち着いて進み、ハウスから脱出しよう。

#### ☆課題③

#### 火事だ! 火を消せ! (ホースと筒先で放水しよう)

- ホースと筒先を使用した放水を体験しよう。

#### ☆課題④

#### 命を救え! (心臓マッサージ、AEDを体験しよう)

- 心臓マッサージやAEDの使用手順を学ぶとともに、心肺蘇生法の一連の動作を体験しよう。



「地震に負けるな!」  
(地震動シミュレーター)の様子

子供たちは、普段触れる機会がない資器材に目を輝かせ、それぞれの課題をクリアするため、楽しみながらも係員の説明に熱心に耳を傾け、真剣な表情を見せていました。



「煙の中を突き進め！」の様子

また、「消防写真館」のコーナーでは、ミニ消防服等を着て消防車の前で記念撮影を行う子供たちで賑わいました。



「命を救え！」の様子



「火事だ！火を消せ！」の様子①



「ミニ消防服を着て記念撮影！」の様子



「火事だ！火を消せ！」の様子②

2日間で、昨年より366人多い1,720人の子供たち（保護者を含めると2,978人）が消防庁及び総務省を訪れ、「こども霞が関見学デー」は大盛況のうちに幕を閉じました。

問い合わせ先

消防庁総務課 高橋、宮崎  
TEL: 03-5253-7521



# 『第17回レスキューロボットコンテスト』における 消防庁長官賞の授与について

## 総務課・消防研究センター

### 1 レスキューロボットコンテストの開催について

平成29年8月11日（金）から12日（土）の日程で、神戸サンボーホール（兵庫県神戸市）において第17回レスキューロボットコンテストが開催されました（消防庁特別共催）。また、今回は自治体消防制度70周年の記念事業として実施されました。



（第17回レスキューロボットコンテストのポスター）

### 2 レスキューロボットコンテストとは

日本におけるレスキュー技術の研究においては、平成7年の阪神・淡路大震災から得られた教訓を踏まえ、技術的課題に関する様々な検討が行われてきました。

ロボット技術の発展により、東日本大震災における福島原子力発電所事故の調査活動に活用されているものもあります。

レスキューロボットコンテストは、参加者が作成したロボットを操作し、がれきに埋もれた人を救助するなどの課題に取り組むことで、レスキュー活動の重要性や難しさについて自ら考えるとともに、将来的にレスキュー機器等の開発に携わる青少年を育成することや、防災やレスキューの必要性について広く知ってもらうことを目的としています。

消防庁では、第8回（平成20年）に初めて消防庁長官賞を設け、その後も継続して先進的な科学技術の導入等により要救助者の負担軽減と効率的な救助を実現したチームに対して表彰を行い、今後の消防防災活動を支えるレスキューロボットの研究開発・実用化の推進に寄与しています。

### 3 消防庁長官賞の受賞チーム

今回の消防庁長官賞は、「いつでも どこでも だれでも ベストパフォーマンス」をコンセプトにレスキュー活動を行った「大工大エンジュニア」が受賞し、消防庁消防研究センターの長尾一郎研究統括官より表彰状と盾が授与されました。



消防庁長官賞を受賞した「大工大エンジュニア」  
（大阪工業大学 モノラボロボットプロジェクト）  
※左端 長尾一郎 消防研究センター研究統括官

ロボットの特徴としては、全方位カメラ（360度パノラマ画像）を活用した救助現場の情報収集技術や搬送ロボットに取り付けられたカメラの画像処理によるライントレースシステムと誘導用ロボットが発信する赤外線をトレースするシステムの併用により要救助者を自立的に搬送する技術が使用されるなど、要救助者の安全を最優先に考えられていました。

「大工大エンジュニア」は、今回の大会において要救助者の容態をいち早く判定したことで、迅速な救助と安心・安全な搬送につながった一連の活動が高い評価となり、消防庁長官賞の受賞となりました。

コンテスト当日の詳細については、  
レスキューロボットコンテスト公式ホームページ  
<https://www.rescue-robot-contest.org/17th-contest/>  
を御参照ください。

#### 問合わせ先

消防庁総務課（消防技術政策担当） 守谷、小林  
TEL: 03-5253-7541

# 平成29年度少年消防クラブ交流会（全国大会）の開催

## 地域防災室

8月2日から8月4日にかけて「平成29年度少年消防クラブ交流会（全国大会）」が徳島県で開催され、全国各地の少年消防クラブ50クラブ（クラブ員266名、指導員88名、合計354名）が参加しました。

少年消防クラブ交流会は、少年消防クラブ員が消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他の地域の少年消防クラブ員と親交を深めるとともに、地元消防団等から被災経験、災害教訓、災害への備えなどについて学ぶことにより、将来の地域防災の担い手育成に資することを目的として、消防庁が平成24年度から実施しているものです。

少年消防クラブとは、防火・防災思想の普及を図ることを目的として、少年少女で結成されている組織で、平成28年5月1日現在、全国に約4,500の少年消防クラブがあり、約41万人のクラブ員が活動しています。

交流会の1日目は、各クラブの自己紹介や郷土芸能観賞を行いました。普段あまり知る機会のない他のクラブ活動について、参加者は真剣に耳を傾けていました。その後、地元徳島県の阿波踊り連「娯茶平」の方々に、阿波踊りの実演と踊り方についての御指導をいただき、参加者全員で阿波踊りを体験しました。

2日目は、徳島県消防学校において、ヨーロッパ青少年消防オリンピックの競技種目を参考に、ホースの搬送やロープの結索などを取り入れた競技式の訓練をクラブ対抗で行いました。参加クラブの中には、地元の消防署や消防団の方から指導を受けて練習に励んできたクラブもあり、これまでの練習成果を発揮するよう一生懸命取り組んでいました。



合同訓練の様子

その後、美馬市にある体育施設において、避難所体験として段ボールハウス作りを行いました。他のクラブ員と混合となるグループに分かれ協力し合い、段ボールを使用して区画を作り上げ、床の上にマットを敷いた寝床で就寝しました。

その日の夕食は、美馬市消防本部、美馬市消防団、美馬市婦人防火クラブ連合会の方々に御協力いただき、災害時を想定した非常食（アルファ米、レトルトカレー）を作っていただきました。



避難所体験の様子

最終日の3日目は、阿南市立津乃峰小学校、徳島市津田中学校の皆さんに、防災活動の取組について発表をしていただき、また徳島県下27消防団の方々には消防団活動についてグループトーク形式で指導いただき、消防団についての理解を深めていきました。

今回、参加した少年消防クラブ員の皆さんには、この交流会3日間での体験を活かし、地元に戻ってから少年消防クラブ活動に更に励んでいただき、家庭や学校あるいは地域で、防火・防災の輪を広げていくリーダーとして活躍されることを期待しています。

### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 地域防災室 佐々木  
TEL: 03-5253-7561



# 「水素スタンドの多様化に対応した給油取扱所等に係る安全対策のあり方に関する検討会」の開催

## 危険物保安室

### 1. はじめに

水素社会実現に向けた取組の一環として、燃料電池自動車の普及に向け、水素スタンドの整備を加速させるための取組が進められており、水素スタンドを併設する給油取扱所において、施設内レイアウトの効率化等の観点から、水素充填のための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化することについて技術基準の整備が求められています。

また、近年では、有機ハイドライド方式の水素スタンド等、新たな形態の水素スタンドの実用化が進められており、当該水素スタンドに関連する危険物施設の技術基準の整備が求められています。

このような状況を踏まえ、給油取扱所等の危険物施設について、多様化する水素スタンドに対応するために必要な安全対策のあり方について検討するための検討会を発足し、第1回検討会を7月21日（金）に開催しました。

### 2. 検討項目

検討項目については次のとおりです。

- (1) 水素スタンドを併設する給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する事項
- (2) 有機ハイドライド方式の水素スタンド等の新たな形態の水素スタンドに関連する危険物施設の火災危険性及び安全対策のあり方に関する事項

### 3. 第1回検討会の内容

第1回検討会では、検討の背景、水素スタンドを併設する給油取扱所における停車スペースの共用化に関する課題、有機ハイドライド方式の水素スタンドに関する課題、液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドに関する課題等について議論し、今後の検討の方向性等について検討が行われました。

### 4. 今後のスケジュール

- ・第2回 平成29年10月～11月頃（予定）
- ・第3回 平成30年1月～2月頃（予定）

#### 委員名簿（敬称略）

##### 【座長】

林 光一 青山学院大学 名誉教授

##### 【委員】（五十音順）

大谷 英雄 横浜国立大学大学院 環境情報研究院教授  
 加藤 一郎 高圧ガス保安協会 高圧ガス部 審議役 兼 高圧ガス課長  
 川浪 淳 全国石油商業組合連合会 業務グループ チームリーダー  
 河村 哲 一般社団法人 日本産業・医療ガス協会 水素スタンドプロジェクト  
 液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンド基準整備検討会委員  
 菅野 浩一 川崎市消防局 予防部 危険物課長  
 北 弘典 大阪市消防局 予防部 規制課長  
 里見 知英 燃料電池実用化推進協議会 企画部長  
 高井 康之 一般財団法人 石油エネルギー技術センター 自動車・新燃料部 主任研究員  
 高橋 典之 東京消防庁 予防部 危険物課長  
 塚目 孝裕 消防庁消防大学校消防研究センター 火災災害調査部 原因調査室長  
 鶴田 俊 秋田県立大学 システム科学技術学部教授  
 西野 圭太 石油連盟 給油所技術専門委員会 副委員長  
 平瀬 裕介 一般社団法人 水素供給利用技術協会 技術2部 部長  
 藤木 正治 危険物保安技術協会 業務部長  
 古河 大直 一般財団法人 全国危険物安全協会 業務部長  
 三宅 淳巳 横浜国立大学先端科学高等研究院 副高等研究院長・教授  
 柳下 朋広 日本ガソリン計量機工業会 事務局 幹事

事務局

消防庁危険物保安室



第1回検討会の様子

#### 問い合わせ先

消防庁危険物保安室 危険物施設係 池町、羽田野  
 TEL: 03-5253-7524

# 「防災行政無線等の戸別受信機の標準的なモデル等のあり方に関する検討会」の開催

## 防災情報室

### 1. 検討会の背景・目的

防災行政無線は、災害時の地域住民への情報伝達手段として大きな役割を担っています。また、高齢者等を始めとする災害弱者の方々によりきめ細かく防災情報を行き渡らせるためには、住居内の戸別受信機が有効と考えられることから、その普及促進を図ることが重要となっています。

このような状況を踏まえ、総務省総合通信基盤局及び消防庁は、「防災行政無線等の戸別受信機の普及促進に関する研究会」を開催し、平成29年6月30日、報告を公表しました。

本報告を踏まえ、戸別受信機の量産化・低廉化を図るために、戸別受信機の機能に係る標準的なモデルや仕様書（例）の作成等を実施することを目的として、本検討会を開催することとしました。

### 2. 検討項目

主な検討項目については次のとおりです。

- (1) 戸別受信機の標準的なモデル及び仕様書例の作成
- (2) 防災行政無線システムへの入力インターフェースの規格化の検討

### 3. 第1回検討会の内容

8月8日に開催された第1回検討会では、①戸別受信機の標準的なモデルのイメージ及び仕様書例の作成に係る実態調査案、②防災行政無線システムへの入力インターフェースの規格化の背景等、③今後のスケジュール案についての説明がなされた後、質疑応答及び意見交換が行われました。



第1回検討会の様子

### 4. 今後のスケジュール

第2回 平成29年11月下旬（予定）

その後、第3回を平成30年2月頃に開催し、平成30年3月中に方針を取りまとめる予定。

### 5. 委員等（敬称略）

#### 【委員】

（主査を除き五十音順）

（主査）中村 功	東洋大学
東 智裕	芝浦電子工業株式会社
市村 克典	東京都江東区
井上 英幸	一般社団法人九州テレコム振興センター
白井 洋介	株式会社富士通ゼネラル
小野田耕久	日本無線株式会社
桐本 光徳	アルインコ株式会社
後藤 武志	長野県飯田市
櫻井 稔	アイコム株式会社
椎木 裕文	日本電気株式会社
静間 徳敏	リズム時計工業株式会社
菅原 崇永	宮城県仙台市
高田 潤一	東京工業大学
高橋 克巳	モトローラ・ソリューションズ株式会社
永山伸一郎	東芝インフラシステムズ株式会社
成澤 昭彦	パナソニックシステムソリューションズ ジャパン株式会社
西原 健一	株式会社日立国際電気
松元 誠	沖電気工業株式会社
三市 高志	西菱電機株式会社
宮田 素	兵庫県豊岡市
山之口弘樹	株式会社エリアトーク
渡川 洋人	株式会社JVCケンウッド

#### 【オブザーバー】

瀬田 尚子 総務省総合通信基盤局重要無線室

#### 【事務局】

消防庁防災情報室

#### 問い合わせ先

消防庁国民保護防災部・防災課防災情報室  
TEL: 03-5253-7526 FAX: 03-5253-7536



# 救急の日ポスター及び映画「散歩する侵略者」との タイアップポスターについて

## 救急企画室

### 1. はじめに

9月9日「救急の日」及び「救急医療週間」において、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ救急医療関係者の意識の高揚を図るために、毎年「救急の日」の啓発ポスターを作成しています。これは、救急振興財団主催の下、応募のあったポスターの中から、「救急の日」及び「救急医療週間」の趣旨にふさわしい内容で、かつ、応急手当の興味を喚起するポスターであるかを、ポスター審査委員の厳正なる審査を経て作品を決定しています。

### 2. 救急の日ポスター

今年度の救急の日ポスターのテーマは、「誰もが救命の横綱になれる！」です。今年は横綱の稀勢の里関を起用し、救急現場を救急場所とかけ、目の前で起こった救命の必要な人に対して、勇気を持って救急車を呼んだり、AEDを使うことができれば、人の命を救うことができるということを表現しています。稀勢の里関は、老若男女幅広い人気があり、全ての人に救命講習に興味を持っていただけるような内容になっています。



救急の日ポスター

### 3. 映画「散歩する侵略者」タイアップポスター

また、救急の日ポスターの他に、映画「散歩する侵略者」とタイアップしたポスターを作成しました。侵略者から命を救うことを「レスキューが愛する人を救う」とかけて、突然直面する生命の危機に対して、日頃から救命知識を持っていただくことを目的としており、若い世代にも救命意識を広める内容になっています。

なお、ポスターの下段右枠に、各地域で開催するイベントを記載する空白欄を設けていますので、御活用ください。

救急の日ポスター及び「散歩する侵略者」タイアップポスターは、一般財団法人救急振興財団を通じて、全国の消防本部や消防関係団体に配付していますので、関係各所に配付するなど御活用ください。

### 4. おわりに

救急の日ポスター以外に、救急の日に関連した行事が全国各地で行われます。これらの機会を通じて、応急手当の重要性が国民の皆様にも再認識され、救急業務に対する理解が深められることを期待しています。



映画「散歩する侵略者」タイアップポスター

問合わせ先

消防庁救急企画室  
TEL: 03-5253-7529

# 先進事例 紹介

## お菓子を使っておかしく楽しく住宅防火「<sup>住</sup>警<sup>器</sup>ケーキ」誕生

愛知県 豊田市消防本部

### 1 はじめに

豊田市消防本部（以下「当本部」という。）は、民間企業との共働により、住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の交換について、お菓子を使っておかしく（楽しく）紹介する事業に取り組みました。これは、企業が商品開発と販売を行い、当本部が住警器啓発キャラクターの使用許可、販売場所の提供、広報を実施した共働事業です。民間企業が販売する物品のパッケージに、当本部啓発キャラクターを使用したのは今回が初めてです。

### 2 経緯

豊田市火災予防条例による住警器設置義務化10年を機に、どうしたら効果的に住警器の交換を啓発できるか検討したところ、「住警器(じゅうけいき)」が「ケーキ」を連想する語呂であることに着目しました。誰もが親しみを持つことのできるお菓子なら、啓発効果も得られやすいのではないかと考えました。

さらに、より効果的な啓発に発展させるため、火災予防の啓発に対して、実績のある地域から、火災予防活動に理解ある人へ依頼したいと考えました。そこで、豊田市足助地区で和菓子店を経営する消防団員へ提案したところ、「お菓子でおかしく（楽しく）火災予防を呼び掛けてみたい」と快く引き受けてもらえました。

その矢先、平成28年12月末、新潟県糸魚川市で大規模火災発生。人々へ火災の脅威を伝える衝撃的なニュースでした。この大規模火災は、同じ住宅密集地域である足助地区の住民にとっては決して他人ごとではなく、先人から受け継いだ財産を守るべく、過去の火災で多くの家屋を消失した足助地区の消防団員が「<sup>住</sup>警<sup>器</sup>ケーキ」の開発に立ち上がったのです。

商品を開発したのは、豊田市足助町にある和菓子店「加東家」3代目店主の加藤泰幸さん。和菓子店を経営しながら、豊田市消防団第7方面隊第2分団長として、豊田市足助重伝建地区防災計画策定委員を務めるなど、地域の防火防災活動に取り組んでいます。

### 3 重伝建の防火は10年で交換の住警器から

豊田市足助地区には、国の重要伝統的建造物群保存地区（以下「重伝建」という。）に選定された古い町並みがあります。足助の町並みは、山と川に囲まれた傾斜地に木造建築物が密集して建ち並んでいるのが特徴ですが、安永4（1775）年の大火によって多くの家屋が焼失した歴史があり、現存する旧家はこの大火の後に建てられたものです。大火の教訓は、屋根を瓦にすることや、2階部分の壁を漆喰で塗籠にするなど、現在に残る美しい町並みの特徴を作り上げました。平成23年には愛知県初の重伝建地区に選定されるまでに至り、その後も、紅葉の景勝地・香嵐溪と共に地元住民の手で美しい景観が守られ、住民の熱心なまちづくりへの取組が展開されています。

また、町並みの所々には今も大火の影響を感じられるものが残っています。大火後の寛政11（1799）年に建立された常夜灯は、火災防止の神として知られる秋葉山大権現を信仰する秋葉講の人々が建てたもので、足助商工会軒下の波模様は、水で火に対抗するとの意味を持ち二度と火事を起こさないという願いが現れているそうです。



全国から観光客が集まる「香嵐溪」



重伝建の「足助の町並み」



## 4 商品販売概要

「ジュケーキ」は、カップケーキのスポンジの上部にホワイトチョコレートをかぶせ、白を基調とした住警器をモチーフにしています。パッケージシールには、当本部住警器マスコットキャラクターの「モクモクピートくん」を掲載し、住警器の交換を促しています。値段は1個140円（税込）です。

販売日は、平成29年2月11日（土）、豊田市消防音楽隊40周年記念コンサートの開催に合わせました。当日は、コンサート会場の豊田市コンサートホールロビーにて、限定500個を販売したところ、開始から30分で完売するほどの盛況ぶりでした。販売者であり消防団員でもある加藤さんは「このケーキを食べたら、住警器の交換も忘れずに」と呼び掛けていました。

同時に、購入者全員には当本部作成の「住警器10年たったらとりかえるちらし」を配布し交換を促しました。また、先着100人限定で、消防団員から豊田市消防団マスコットキャラクター「たすけくん」がデザインされたオリジナル缶バッジが配布され、消防団のPRも行うことができました。

そして、売場付近には、住警器展示パネルの設置や消防団員募集ポスターを掲示するほか、ジュケーキと足助の町並みの関係を紹介するパネルや、足助地区の観光パンフレットなども設置して会場を装飾しました。

今後、「ジュケーキ」は当本部主催イベントにて販売し、引き続き住警器の交換啓発を行う予定です。



パッケージにモクモクピートくんを使用し10年で交換を促します。



住警器をモチーフにしたジュケーキ



音楽隊40周年コンサート会場での販売



お宅の住警器は大丈夫？ ジュケーキを食べたら交換を忘れずに



豊田市消防団をPRする団員

## 5 広報

足助の町並みの歴史あつてこそその啓発活動であることから、足助観光協会や足助商工会など地元関係者にも協力要請をしたところ、ホームページでの宣伝やちらし配布によりPR活動をバックアップしていただきました。

また、報道機関への情報提供を積極的に行った結果、中日新聞や新三河タイムスなど地元新聞社の記事として取り上げてもらうことができました。住警器の交換について効果的に発信できたことで、市民の防火意識の向上を図ることができました。

## 6 今後の展開

豊田市は、消防団、幼年・少年・女性消防クラブのほか、今年6月には新たに高校生消防クラブが発足し、地域の防火防災をリードする人材が多いまちです。郷土愛は地域の災害対応力を強化します。率先して地元を守ろうとする人が、地域のヒーローとしてより一層輝きを増し、住民が協力して積極的に災害に強いまちづくりへ取り組めるよう、当本部は今後も市民や企業との共働によりユニークな火災予防を推進していきます。





わたしじつは消防吏員



## 直径9メートルの円形マット上で学んだこと

埼玉県  
埼玉西部消防局  
歌田 圭純

### 新人救急隊員です

私は、「レスリングを活かせる仕事をしたい」との思いから消防士になり、今年で入署4年目となります。今年度からは、救急隊員として業務に取り組んでいます。日々、怪我や病気の方と接する仕事の中で改めて人命の尊さを感じ、先輩救命士さんに指導を仰ぎながら、早く一人前の救急隊員になれるよう努力しています。



傷病者の立場に立っての活動を心掛けています。



2015年天皇杯準優勝

### 金メダリストと戦いましたが惜しくも…

私は、3歳からレスリングを始め、学生時代はレスリングに熱中し、現在も休みの日は母校の東洋大学に足を運び、男子大学生を相手にトレーニングをしています。2015年に開催した全日本女子オープンレスリング選手権大会では、社会人になって初めて優勝することができ、その後に出場した天皇杯では、リオ五輪金メダリスト土性選手と決勝を戦い惜しくも敗退しましたが、準優勝の結果に自信ができました。

### 駆け引きと先を読む力

レスリングを仕事とする道考えたこともありましたが、今は、消防士とレスリングとの両立の道を選んだことに後悔はありません。レスリングは駆け引きの競技であり、相手を自分の有利な体勢に動かすために自分がどう動けば良いかを考え、常に先読みすることが大切です。レスリングで学んだ先を読む力を今後の現場活動につなげていければと思います。



1対1で組み合う緊張感





わたしじつは消防吏員



## 日々の努力の積み重ねにより、 苦手を得意に

東京都  
東京消防庁  
谷口 誠司

### 仕事

平成26年に入庁し、今年で4年目となります。現在はポンプ隊員として従事しており、まだまだ経験の浅い若輩者ですが、日々の業務に励んでおります。

また毎年、職場や家族の御理解御協力の下、全国消防救助技術大会への出場などを果たしています。



救助技術指導会の様子



平成29年日本実業団200mメドレーリレー 2位

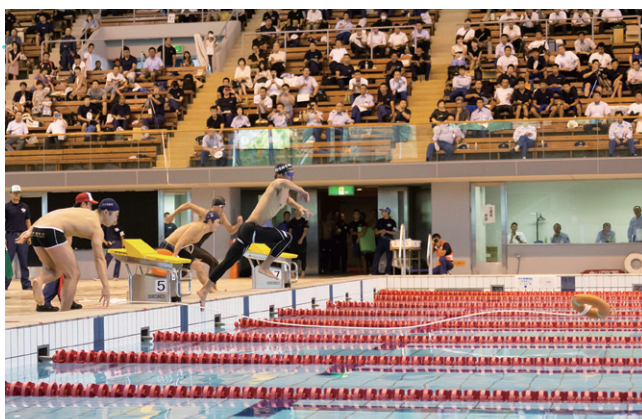
### 負けない心

私はもともと小さな頃から泳げていた訳ではありません。私が水泳を始めたのは中学一年生で、その当時運動が苦手で何もできなかった私は、あえて一番苦手な水泳を始めようと思い始めたのがきっかけでした。最初は全く泳げず苦労しました。ですが、毎日負けない心を持ち努力をすることにより、徐々に競技力もついていき、いつしか全国大会へと出場するまでになりました。最終的には、日本選手権3位やワールドカップ5位等の成績を残すことができました。日々の努力の積み重ねは重要と感じています。

### これから

これからも自分の余暇を活用し、強くなれるよう努力していきます。日本選手権等の大会で第一線での活躍は厳しいですが、これからはマスターズの大会等で日本記録を更新していきたいと考えています。

また救助大会へも出場し、日々試行錯誤を繰り返しながら0.1秒でも速くなれるよう突き詰めていきたいです。目標は50歳でも全国制覇！



救助技術指導会の様子



## 『めざせジュニア救命士』を夏休みに開催

小山市消防本部

小山市消防本部では、8月1日(火)から10日(木)市内の公民館等10会場にて、応急手当講習会『めざせジュニア救命士』を開催しました(8日は台風接近のため中止)。この取組は、小学4年生から6年生を対象に講習会の修了者を「ジュニア救命士」に認定する制度として新たに企画したものです。

今回は、115名の児童が参加、119番通報の仕方・胸骨圧迫の仕方・AEDの使い方を実習。講習会修了後「ジュニア救命士」認定証を付与しました。

今後も希望開催・月1回定期開催の継続実施、来年度の夏休み期間もジュニア救命士特別講習を予定しています。



消防通信

望

楼

ぼうろう

## 東大阪市西消防署本格運用開始

東大阪市消防局

東大阪市消防局は、「防災活動拠点としての機能向上を図り、市民に開かれた消防署」として西消防署の建替工事を進めてきましたが、このほど完成し、7月29日から本格運用を開始しました。

鉄筋コンクリート造3階建の新庁舎は、耐震構造を採用し、3日間無給油で運転できる非常用発電設備、燃料備蓄が可能な自家給油施設(ガソリン1万ℓ、軽油1万ℓ)のほか、耐震性防火水槽、災害用マンホールトイレなども設置し、災害によるライフライン断絶時にも機能を維持できる設計になっています。また、LED照明や太陽光発電パネル、ガレージ内の排気ガス除去装置も設置し、環境にも配慮しています。

東大阪市消防局では、西消防署の庁舎や設備を最大限に活用し、市民生活の安全確保に取り組んでまいります。



## 民生委員らを住宅防火普及員に認定

瀬戸市消防本部

瀬戸市消防本部では、住宅火災の予防についてアドバイスを行う「住宅防火普及員」の認定を始めました。これは、日頃から高齢者と話したり高齢者宅を訪れたりする機会が多い民生委員や介護職員など地域の人が、講習を受講して住宅防火の基礎知識を学ぶことで、適切な防火アドバイスにつながることを目的とするものです。

受講者からは、「受講したことで、自信を持って指導できる。折に触れて高齢者に対して防火アドバイスをしていきたい。」などの感想が寄せられました。

なお、福祉関係者以外の方でも受講できるよう、一般公募での講習も行います。



## パワーハラスメント防止に係る講習会を実施しました

西宮市消防局

西宮市消防局では、7月11日(火)及び7月14日(金)に、委託契約しています兵庫県こころのケアセンターから大澤智子先生を講師に迎え、パワーハラスメントをテーマとした講習会を実施しました。

本講習会では、消防職員に対するパワーハラスメントの調査結果を踏まえ、指導方法についても講義いただき、パワーハラスメントに関する認識を共有することができました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】





## 危険物科における実践的な訓練の概要

消防大学校では、専科教育において、危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させることを目的に「危険物科」を設置しています。

集合教育では座学（講義）において最新の危険物行政の動向、法制、教育技法、燃焼理論及び査察・違反処理要領を学びました。

さらに、校外研修では東京地方裁判所、JXTGエネルギー株式会社根岸製油所、タツノ株式会社横浜工場、東京消防庁消防技術安全所の視察を行い危険物業務や消防業務全般に係る視野を広げ知見を深めました。

今回は、危険物科において実施している実践的な訓練として、「危険物実務（危険物施設の立入検査）」及び「査察・違反処理（違反処理実習）」について紹介します。

### 1 目的

- (1) 立入検査や違反処理実習をとおして、学生の所属する消防本部でそれぞれ実施している立入検査・違反処理の要領、手法や工夫を相互に学び合う。
- (2) 立入検査において、危険物施設の所有者、危険物取扱者等の関係者の心理を考察する。
- (3) 座学で学んだ具体的な違反処理の手法（質問調査の記載、命令書の作成・交付、標識の作成・公示）を実践する。
- (4) 実習をとおして、関係者が理解しやすい説明（危険物の火災・爆発危険性及び規則の趣旨等）とその重要性について学ぶ。

### 2 訓練想定及び要領

#### (1) 立入検査実習

- ア 消防大学校の本館及び南寮にある危険物許可施設（地下タンク貯蔵所）において、班毎に消防役及び関係者役を分担し実施する。
- イ 指摘事項や違反事項を立入検査で確認する。
- ウ 立入検査終了後、関係者に交付する立入検査結果通知書の作成を行う。
- エ 各班の立入検査結果通知書の作成状況の確認、振り返りを行う。

#### (2) 違反処理実習

- ア 5人1組の班毎に消防役及び関係者役を分担し実施する。
- イ 消防大学校内において、ダンボール内に無許可で危険物が貯蔵されているとの想定に対して、現場の状況確認後、立入検査を実施する。
- ウ 立入検査終了後、質問調査書、命令書及び標識を作成する。
- エ 消防役から関係者役に命令書を手交するとともに作成した質問調査書を読み聞かせる。



立入検査実習の様子



違反処理実習の様子

### 3 まとめ

学生達はそれぞれ、危険物規制業務に係る各所属での取組を通じて培った知識や技術を有していますが、消防大学校において、共に学び実践することにより、知識・技術を体系化するとともに、消防法令違反の覚知から関係者への迅速・的確な指導や命令の発動までの一連の流れを確認することができました。

この実習では関係者役の学生が、消防役の学生に対し多くの質問を行うなど、消防役の学生にとっては適切な応対が求められ、本番さながらの実習となりました。

実習を終えた学生からは、「実習は経験になり、経験は自信になる。」「実践型で実務に沿った講義を受けるとともに他都市の要領を見ることができた。」などの意見が挙げられました。

さらに、教育訓練全般及び学生相互の交流を含めて総合的に有益であったと評価する意見が多く寄せられました。

#### 問い合わせ先

消防大学校教務部 大森助教  
TEL: 0422-46-1714

## **教育訓練の実施状況** **(平成29年4月～7月実施分)**

平成29年4月から7月実施分の教育訓練及び卒業（修了）生は、次のとおりです

学科・コース名	教育訓練期間	卒業（修了）生
幹部科第49期	6月13日～7月28日（46日間）	66名
新任消防長・学校長科第22期	4月18日～28日（11日間）	10名
新任消防長・学校長科第23期	5月9日～19日（11日間）	44名
警防科第101期	6月8日～7月27日（50日間）	60名
救助科第75期	4月12日～6月2日（52日間）	60名
危険物科第12期	6月28日～7月28日（31日間）	39名
火災調査科第33期	6月8日～7月27日（50日間）	48名
指揮隊長コース第17回	4月17日～27日（11日間）	35名
指揮隊長コース第18回	5月8日～18日（11日間）	48名
危機管理・国民保護コース第7回	6月1日～7日（7日間）	66名
自主防災組織育成コース第13回	5月22日～26日（5日間）	65名
査察業務マネジメントコース第1回	5月24日～30日（7日間）	48名
合 計		589名

**問合わせ先**

消防大学校教務部 久富  
TEL: 0422-46-1712





## 最近の報道発表 (平成29年7月24日～平成29年8月23日)

### <救急企画室>

29.8.21	平成29年7月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員数について、平成29年7月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。
29.7.24	平成29年6月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員数について、平成29年6月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。

### <予防課>

29.7.28	平成28年1月～12月の製品火災に関する調査結果	消防庁では、消費者の安心・安全を確保するため、火災を起こす危険な製品の流通防止を目的として、平成28年1月～12月に自動車等、電気用品及び燃焼機器の不具合により発生したと消防機関により判断された火災について、発生件数や製品情報等を取りまとめました。
---------	--------------------------	--

### <危険物保安室>

29.8.23	「危険物施設の長期使用に係る調査検討会」の開催	危険物施設の長期使用を前提とした対策のあり方について検討するため、「危険物施設の長期使用に係る調査検討会」を開催することとしましたので、お知らせします。
---------	-------------------------	--

### <参事官>

29.8.18	「大規模自然災害に伴う浸水区域における救助技術の高度化に関する検討会」の開催	浸水区域における救助活動の充実を図ることを目的として、「大規模自然災害に伴う浸水区域における救助技術の高度化に関する検討会」を開催し、浸水区域での救助活動を安全かつ迅速に実施するための活動要領等について検討を行っていくこととしましたのでお知らせします。
---------	--	--

### <国民保護室・国民保護運用室>

29.8.23	全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報伝達訓練の結果	8月18日に実施した全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報伝達訓練の結果を公表します。
---------	-----------------------------	--

### <地域防災室>

29.7.28	津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの策定状況（平成29年4月1日現在）	消防庁では、東日本大震災において多くの消防団員が亡くなられたこと等を受けて、津波災害時の消防団員の安全確保対策について、平成24年3月9日付け消防災第100号「津波災害時の消防団員の安全確保対策について（通知）」により、退避ルールの確立や指揮命令系統の確立、活動可能時間の設定等を内容とする「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」の作成を推進してきました。 昨年度に引き続き、津波災害の恐れのある地域を管轄する消防団を有する市町村における「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」の平成29年4月1日現在の策定状況等について調査を行い、調査結果を取りまとめたので公表します。
29.7.28	消防団の組織概要等に関する調査の結果（平成29年4月1日現在）	消防庁では、全国の市区町村（消防団事務を実施している消防本部、一部事務組合を含む）を対象に、平成29年4月1日現在の消防団の組織概要等に関する調査を行い、速報値を取りまとめましたので公表します。
29.7.26	平成29年度少年消防クラブ交流会（全国大会）を開催します	消防庁では平成24年度から、将来の地域防災の担い手育成を図るため、少年消防クラブ員が消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他地域の少年消防クラブ員と親交を深めるとともに、消防団等から被災経験、災害教訓、災害への備えなどについて学ぶ「少年消防クラブ交流会」を開催しています。 平成24年度は岩手県で東日本ブロック大会を、平成25年度は徳島県で西日本ブロック大会を、平成27年度は徳島県、平成28年度は宮城県で全国大会をそれぞれ開催してきましたが、今年度は徳島県で全国大会を開催します（※平成26年度大会は台風の影響により中止）。

### <広域応援室>

29.8.16	「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会」の開催	ヘリコプターの安全性向上策・充実確保策を推進することを目的とし、「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会」を開催することとしましたので、お知らせします。
---------	-----------------------------------	---

### <防災情報室>

29.7.28	平成28年（1月～12月）における火災の状況	平成28年中の火災の状況について、1月から12月までの確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。 前年と比較すると、総出火件数、火災による死者数ともに減少しています。
---------	------------------------	---



## 最近の通知 (平成29年7月24日～平成29年8月23日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防消第194号	平成29年8月18日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	大規模火災発生時の消防水利確保に関する関係機関との協定等の締結について (通知)
消防予第236号	平成29年8月8日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「住宅防火・防災キャンペーン」の実施について
消防災第113号	平成29年8月2日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	大規模火災時における的確な住民行動等の確保について
消防消第193号	平成29年7月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	糸魚川市大規模火災を踏まえた「木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域」の指定要領等について (通知)
消防広第266号	平成29年7月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各政令指定都市消防長	消防庁広域応援室長	糸魚川市大規模火災を踏まえた消防広域応援体制の強化について
事務連絡	平成29年7月25日	関係府県消防防災主管課	消防庁消防・救急課 消防庁国民保護部・防災部地域防災室	平成29年6月30日からの梅雨前線に伴う大雨及び台風第3号等に係る救助活動等に従事した消防職団員の惨事ストレス対策等について

## 広報テーマ

9 月		10 月	
① 9月9日は救急の日	救急企画室	① ガス機器による火災及びガス事故の防止	予防課
② 住宅防火防災キャンペーン	予防課	② 火山災害に対する備え	防災課
③ 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼び掛け	地域防災室	③ 消防の国際協力に対する理解の推進	参事官
		④ 外出先での地震の対処	防災課



## 9月9日は救急の日

### 救急企画室

#### 1 はじめに

「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に昭和57年に定められ、以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としています。今年も、9月3日（日）から9月9日（土）までが「救急医療週間」です。この期間には、全国各地において、消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本救急医学会、その他関係機関の協力により各種行事が開催されています。

#### 2 「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な行事の内容については、各都道府県において関係機関と協議のうえ定めることとしていますが、その実施に当たっては、次の事項に重点をおいています。

##### (1) 応急手当の普及啓発

パンフレットの配布、講習会、研修会等を通じて、緊急時における心肺蘇生法等の応急手当の実技指導、日常における健康教育、その他救急業務に関する知識の普及を図ります。

##### (2) 救急車の適正な利用方法の普及啓発

救急搬送の状況、救急相談窓口等を、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌等、各種広報媒体を通じて広く紹介するなど、救急車の適正な利用方法について普及を図ります。

##### (3) 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

救急医療や救急業務に功績のあった救急医療関係者、救急隊員等に対して都道府県知事、市町村長等の表彰を行うほか、救急医療関係者及び救急隊員の知識の向上及び意識の高揚を図るため、研修会や講習会を開催します。

##### (4) その他

新聞、テレビのほか、ポスターの掲示、1日病院長、1日救急隊長の任命などを通じ、広く救急医療及び救

急業務に関心を高めます。また、救急医療及び救急業務関係者の意見交換を行うほか、都道府県又は市町村の実情に応じて、集団事故対策の一環として総合訓練等を実施します。

#### 3 救急医療週間に行う主な行事

##### (1) 救急功労者表彰

毎年9月9日の「救急の日」にあわせて、救急功労者表彰を実施しています。対象者は、救急業務の重要性を理解し、救急業務の推進に貢献があり、または、応急手当の普及啓発等のために尽力し、国民の生命・身体を守るとともに公共の福祉の増進に顕著な功績があった個人・団体で、総務大臣と消防庁長官が表彰を行います。



救急功労者表彰の様子（平成28年）



## (2) 「救急の日2017」

消防庁、厚生労働省、一般社団法人日本救急医学会及び一般財団法人日本救急医療財団の共催により9月3日(日) アクアシティお台場(3階アクアアリーナ)において「救急の日2017」のイベントを開催します。

今年度も、救急に関する普及啓発活動を行うとともに、子供たちへの簡単救命講習(心肺蘇生法を中心とした応急手当の実技指導)や、救急隊・救急救命士の活動ショートムービーコンテストなどを行います。

また、全国消防イメージキャラクターの「消太」に加え、日本赤十字社の公式マスコットキャラクター「ハートラちゃん」、そして群馬県のマスコットキャラクター「ぐんまちゃん」、千葉県松戸中央ライオンズクラブのマスコットキャラクター「松戸さん」も登場し、救急の日を盛り上げていただく予定です。



「救急の日」オープニングセレモニー(平成28年)



ショートムービーコンテストの様子(平成28年)

## 4 おわりに

今年も全国各地で種々の行事が行われますが、これらの機会を通じて応急手当の重要性が国民の皆様にも再認識され、救急業務に対する理解が深められますよう、また、救急需要対策の一環として「救急車の適正な利用」について各種広報媒体を有効に活用し、救急車の利用状況を始め、救急業務の実態を正確に情報提供することにより、国民の皆様にも「救急車の適正な利用」に対する御理解と御協力が得られることを期待しています。

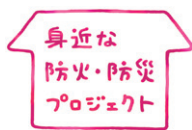


「救急の日」全体風景(平成28年)

### 問い合わせ先

消防庁救急企画室  
TEL: 03-5253-7529



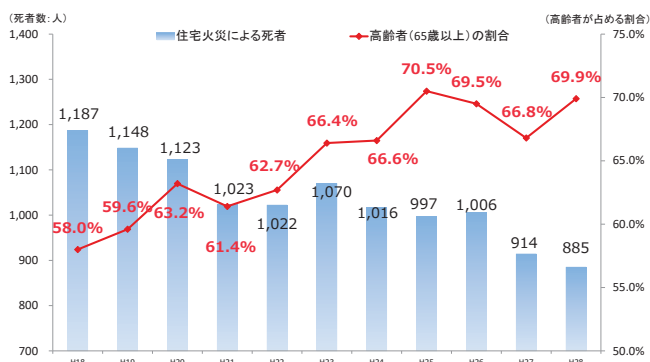


## 敬老の日に「火の用心」の贈り物 「住宅防火・防災キャンペーン」 (9月1日～9月21日)

### 予防課

近年の住宅火災による死者数は1,000人前後の高い水準で推移しており、このうち65歳以上の高齢者が約7割を占めています。(下図参照)

住宅火災における死者数の推移 (平成18年から平成28年)



高齢化の進展とともに、住宅火災による死者のうち高齢者の占める割合が増加していることから、消防庁では、「敬老の日に『火の用心』の贈り物」をキャッチフレーズに、改めて高齢者に火災予防を注意喚起するとともに、高齢者に住宅用防災機器等をプレゼントすること等と呼び掛ける「住宅防火・防災キャンペーン」(キャンペーン期間：9月1日～21日)を実施します。

このキャンペーンは、火災の犠牲者の中でも、特に高齢者の方達の被害を減らすことを目的に、9月の「敬老の日」に、高齢者のお宅に設置してある住宅用火災警報器の作動確認や、寝たばこ防止やストーブ・ガスこんろの適切な使用などを呼び掛けたり、お子さんやお孫さんから高齢者に「住宅用火災警報器」、「住宅用消火器」、「エアゾール式簡易消火具」または「防災品」等をプレゼントしたりすることを推進するものです。

### ○ 高齢者を住宅火災から守るためには

#### (1) 早く知る！

住宅火災で死者が発生する要因のうち多いのは、発見が遅れ、気付いた時には火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われる事例です。

このようなことを防ぎ、火災の発生を早く知るために、現在、各自治体の火災予防条例で寝室や階段等に「住宅用火災警報器」を設置することが義務付けられています。

この「住宅用火災警報器」は、電池の寿命が約10年とされており、また、故障する可能性も考えると、年2回程の定期的な点検が必要となります。

是非この機会に高齢者のお宅に設置されている「住宅用火災警報器」を代わりに点検して、異常がある場合は交換してあげましょう。

#### (2) 早く消す！

火災が発生したときに消火器で初期消火を行うことは、被害を最小限に食い止めるためにも非常に重要です。ただ、「消火器」というと、「大きいから置く場所がない」とか、「重くて火事の時にうまく使えるか不安」と思われる方も多いのではないのでしょうか。

しかし、消火器には小さくて軽い「住宅用消火器」や、スプレー式で高齢者でも扱いやすい「エアゾール式簡易消火具」といったものも販売されています。

特に高齢者がおられる御家庭には、このような器具を備えておくことをお勧めします。

#### (3) 火を拡大させない！

死者が発生した住宅火災で、最も多い出火原因は、たばこによるものです。なかでも寝たばこにより発生した火災で多くの死者が発生しています。また、調理中にこんろの火が衣服に燃え移ることにより亡くなる高齢者もおられます。このような火災による死者を減らすため、枕・布団などの寝具やパジャマ・エプロンといった衣類に燃えにくく作られた「防災品」を使用することをお勧めしています。

また、カーテンやじゅうたんなども「防災品」であれば、万が一火災が発生しても、急激に火災が拡大するのを防ぐことができます。車やバイクのボディカバーなども同様に「防災品」を使用することが、放火による火災の拡大防止に大変有効です。

消防庁では、これらに加え火災を起こさないための3つの習慣などを含めた「住宅防火 いのちを守る7つのポイント」をお示ししています。

大切な“おじいちゃん”や“おばあちゃん”が火災の被害に遭わないように、今年の「敬老の日」は、身近な防火対策を考える「敬老の日」にしてみませんか？



住宅火災 いのちを守る 7つのポイント  
—3つの習慣・4つの対策—

#### 【3つの習慣】

- **寝たばこ**は、絶対やめましょう。
- **ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- **ガスこんろ**などのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。

#### 【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置しましょう。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用しましょう。
- 火災が小さいうちに消すために**住宅用消火器**等を設置しましょう。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**寝たばこの防止対策**をつくりましょう。

消防庁  
消防 予防課

#### 問合わせ先

消防庁予防課予防係 柏原、市川  
TEL: 03-5253-7523



# 事業所の消防団活動への理解・協力について

## 地域防災室

### 1 消防団について

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、地域で発生した火災に対応するだけでなく、東日本大震災を始めとした地震や豪雨災害などの自然災害においても、住民の避難誘導や救助活動などに献身的に従事し、その活動は高く評価され、地域に不可欠な存在として、地域防災の中核を担っています。

しかしながら、過疎化、少子高齢化の進行、産業・就業構造の変化等に伴い、消防団員数は年々減少し続け、平成29年4月1日現在（速報値）で85万0,418人となっており、平成28年4月1日の団員数から5,860人減少し、地域における防災力の低下が懸念されています。

### 2 消防団活動には事業所の協力が重要

消防団員に占める被雇用者の割合は、近年増加傾向にあり、平成29年4月1日現在（速報値）で73.4%と平成28年4月1日時点（72.9%）から更に増加し、約7割で推移しています。

このため、地域の消防力を維持していくためには、就業時間中に発生した災害への団員の出勤等について、事業所の消防団への理解や協力が非常に重要となっています。

### 3 消防団協力事業所表示制度について

消防庁では、平成18年度から、消防団活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」を設け、市町村等における導入の促進を図っています。特別の休暇制度を設けて勤務時間中の消防団活動に便宜を図ることや、従業員の入団を積極的に推進する等の取組は、地域の防災体制の充実に資すると同時に、事業所が地域社会の構成員として防災に貢献し、当該事業所の信頼の向上につながるものです。

平成29年4月1日現在、47都道府県の1,283市町村で本制度を導入済みであり、消防団協力事業所数は、1万4,394事業所となっており、いずれも昨年より増加しています。

### 4 消防庁の取組

- 消防庁では、
- ・消防団協力事業所表示制度未導入市町村への制度導入の働きかけ
  - ・消防団協力事業所に対する入札における優遇や税制優

遇の全国への普及促進の働きかけ

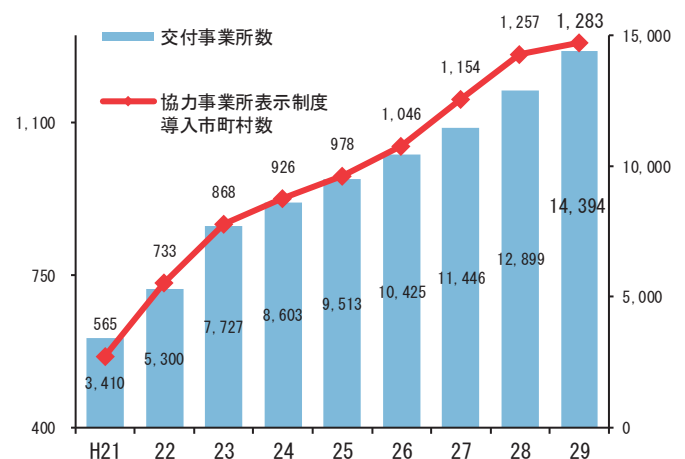
- ・従業員の入団を積極的に推進するなど、消防団活動に特に深い理解があり、協力度の高い事業所に対する表彰
  - ・消防団と事業所の連携・協力の優良事例の紹介
  - ・経済団体や企業への働きかけ（従業員の入団促進や、勤務時間中の消防団活動への便宜・配慮などについて依頼）
- などを実施し、事業所の消防団活動に対する理解・協力を求めています。

### 5 地方公共団体による支援策

全国の地方公共団体では、消防団協力事業所に対する減税措置や金融優遇措置などの支援を行っているところがあります。

例えば、法人・個人事業税の減税（長野、岐阜、静岡の3県）や、活動資金融資の貸付利率優遇（長野県）等があります。また、これらの支援策については制度導入市町村数、交付事業所数と同様拡大傾向にあります。

制度導入市町村・交付事業所数推移



引き続き、消防団協力事業所制度の普及を始め、消防団活動に対する事業所の理解・協力が得られるよう取り組んでいきます。

#### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部 地域防災室 消防団係  
森、佐久間、中島  
TEL: 03-5253-7561

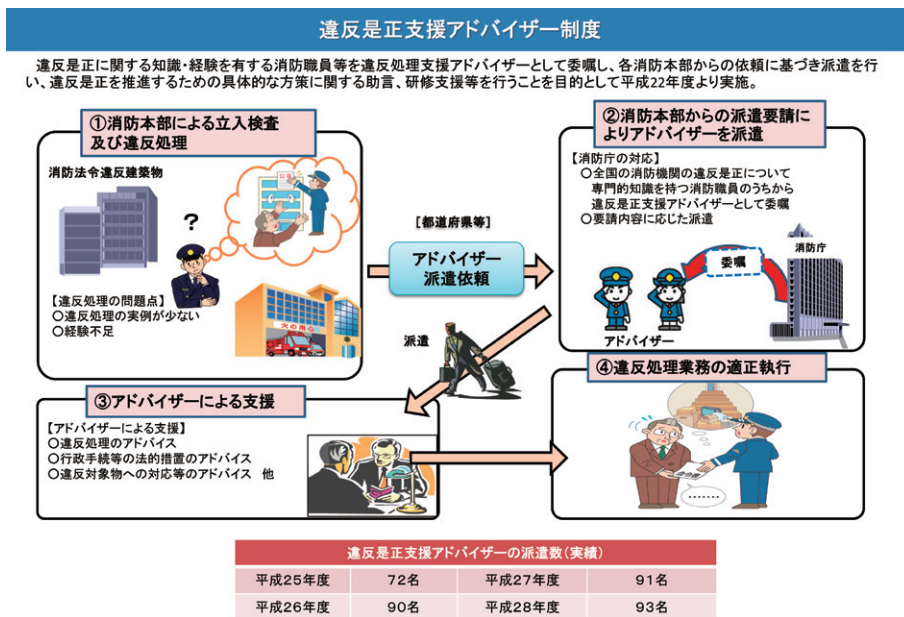




# 違反是正支援アドバイザー制度の充実・強化

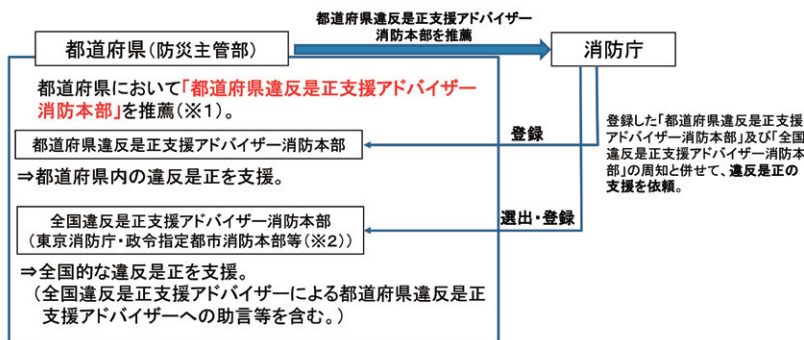
## 予防課

消防庁では全国的な違反是正の推進のため、「違反是正支援アドバイザー制度の発足について」（平成22年2月12日付け消防予第70号）により、違反是正支援アドバイザー派遣要綱（以下「要綱」という。）を定め、各消防本部等からの依頼に基づき、違反処理事務等を支援するため、違反是正に関する知識・経験を有する消防職員を違反是正支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として派遣する事業を行ってきたところです。



昨年5月に開催された全国消防長会予防委員会において、違反是正支援アドバイザー制度の充実・強化について要望がなされたことを踏まえ、先般「違反是正支援アドバイザー制度の充実・強化について」（平成29年4月24日付け消防予第117号）により要綱を改正し、都道府県違反是正支援アドバイザー（以下「都道府県アドバイザー」という。）又は全国違反是正支援アドバイザー（以下「全国アドバイザー」という。）を各都道府県に配置することとしました。

**「都道府県又は全国違反是正支援アドバイザー消防本部」の登録(配置)**



※1 平成25年度～平成27年度に消防庁で実施した「違反是正実務研修」を受講状況のほか、都道府県内の違反是正の実情を踏まえて消防本部を推薦。  
 ※2 従前の違反是正支援アドバイザーが所属する消防本部を平成29年度において「全国違反是正支援アドバイザー消防本部」として登録。



違反是正支援アドバイザー派遣要綱の主な改正内容

区分	都道府県違反是正支援アドバイザー消防本部	全国違反是正支援アドバイザー消防本部
登録方法	都道府県内における違反是正の推進等に必要な知識又は経験を有する消防本部として、都道府県消防防災主管部長が推薦した結果に基づき、消防庁予防課長が都道府県アドバイザー本部を登録。 ※登録期間：原則として1年とする。ただし、再登録を妨げない。	全国における違反是正の推進に必要な豊富な知識又は経験を有する消防本部として、消防庁予防課長が全国アドバイザー本部を選出し、登録。 ※登録期間：原則として1年とする。ただし、再登録を妨げない。
アドバイザー	都道府県アドバイザー本部が違反是正の推進に係る知識又は経験を考慮して、当該本部に所属する消防職員の中から指定	全国アドバイザー本部が違反是正の推進に係る知識又は経験を考慮して、当該本部に所属する消防職員の中から指定
支援内容	都道府県内の消防本部等における違反是正を推進するための具体的な方策に関する助言・研修支援等を行う。	都道府県違反是正支援アドバイザーへの助言・研修支援等を通じ、全国の消防本部等における違反是正を推進するための具体的な方策等に関する助言・研修支援等を行う。
支援方法	支援の対象団体となる消防本部等や各種会議、研修会へアドバイザーを派遣する方法のほか、アドバイザーが所属する消防本部へ支援の対象団体となる消防本部等に所属する消防職員を派遣する方法、派遣によらず電話、メール等による連絡その他助言、研修支援等を行うに当たり必要と認められる方法	

- ▶ 都道府県アドバイザーの情報共有等を図るため、ブロック単位で違反是正支援アドバイザーブロック会議を開催予定
- ▶ 全国アドバイザーの情報共有等を図るため、全国アドバイザー会議を実施する予定

(注1) 各都道府県単位で実施する「違反是正事例研究会」において、前年度までは、消防庁が委嘱した違反是正支援アドバイザー（東京消防庁・政令指定都市消防本部等の消防職員）を各2名派遣していたところ、平成29年度は、全国アドバイザーの派遣は1名とし、残り1名は都道府県違反是正支援アドバイザーとする。

(注2) 派遣事業に関する旅費等の経費については、消防庁の業務の性質に照らし、必要と認められるものは、消防庁の負担とする。なお、消防庁の業務の性質に照らした必要性は、個別具体的な派遣目的等により判断することから、派遣依頼に先立って、消防庁予防課へ相談されたいこと。

平成29年度アドバイザー消防本部については、「都道府県違反是正支援アドバイザー消防本部の推薦について」（平成29年4月24日付け消防予第119号）により、推薦いただいた都道府県アドバイザー消防本部及び消防庁予防課長が選出した全国アドバイザー消防本部を要綱第3条第2項及び第3条の2第2項に基づき、「違反是正支援アドバイザー消防本部の登録等について」（平成29年6月1日付け消防庁予防課事務連絡）により登録しました。

都道府県違反是正支援アドバイザー消防本部及び全国違反是正支援アドバイザー消防本部

【都道府県違反是正支援アドバイザー消防本部(73本部)】		【全国違反是正支援アドバイザー消防本部(25本部)】	
北海道 1 函館市消防本部	37 豊橋市消防本部	北海道 1 札幌市消防局	
2 小樽市消防本部	38 春日井市消防本部	2 旭川市消防本部	
3 大空消防組合消防本部	39 衣浦東部広域連合消防局	宮城県 3 仙台市消防局	
青森県 4 青森地域広域事務組合消防本部	40 一宮市消防本部	千葉県 4 千葉市消防局	
岩手県 5 盛岡地区広域消防組合消防本部	41 四日市市消防本部	東京都 5 東京消防庁	
宮城県 6 若狭地区広域行政事務組合消防本部	42 桑名市消防本部	埼玉県 6 さいたま市消防局	
秋田県 7 秋田市消防本部	43 津市消防本部	神奈川県 7 川崎市消防局	
山形県 8 山形市消防本部	44 湖南広域消防局	8 横浜市消防局	
9 いわき市消防本部	45 京都府消防局※	9 相模原市消防局	
福島県 10 郡山地方広域消防組合消防本部	46 東大阪市消防局	新潟県 10 新潟市消防局	
茨城県 11 水戸市消防本部	47 豊中市消防局	山梨県 11 甲府地区広域行政事務組合消防本部	
12 稲敷広域消防本部	48 枚方東部川消防組合消防本部	静岡県 12 静岡市消防局	
栃木県 13 宇都宮市消防局	49 高槻市消防本部	13 浜松市消防局	
14 岡崎市消防局	50 姫路市消防局	愛知県 14 名古屋市消防局	
15 高崎市等広域消防局	51 尾崎市消防局	岐阜県 15 岐阜市消防本部	
16 伊勢崎市消防本部	52 西宮市消防局	三重県 16 大津市消防局	
17 川越地区消防局	53 奈良市消防局	京都府 17 京都市消防局	
18 埼玉西部消防局	54 和歌山市消防局	大阪府 18 大阪市消防局	
19 上尾市消防本部	55 鳥取県東部広域行政事務組合消防局	19 堺市消防局	
20 埼玉南西部消防本部	56 鳥取県西部広域行政事務組合消防局	兵庫県 20 神戸市消防局	
21 船橋市消防局	57 松江市消防本部	岡山県 21 岡山市消防局	
22 松戸市消防局	58 倉敷市消防本部	広島県 22 広島市消防局	
千葉県 23 柏市消防局	59 福山地区消防組合消防局	福岡県 23 福岡市消防局	
24 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部	山口県 60 下関市消防局	24 北九州市消防局	
東京都 25 東京消防庁※	61 宇都・山陽小野田消防局	熊本県 25 熊本市消防局	
26 鎌倉市消防局	徳島県 62 徳島市消防局		
神奈川県 27 横浜消防局	香川県 63 高松市消防局		
新潟県 28 長岡市消防本部	愛媛県 64 松山市消防局		
富山県 29 富山市消防局	高知県 65 高知市消防局		
石川県 30 金沢市消防局	福岡県 66 久留米広域消防本部		
福井県 31 福井市消防局	佐賀県 67 佐賀広域消防局		
山梨県 32 甲府地区広域行政事務組合消防本部※	長崎県 68 長崎市消防局		
長野県 33 長野市消防局	熊本県 69 熊本市消防局※		
岐阜県 34 岐阜市消防本部※	大分県 70 大分市消防局		
静岡県 35 富士市消防本部	宮崎県 71 宮崎市消防局		
36 志太広域事務組合志太消防本部	鹿児島県 72 鹿児島市消防局		
	沖縄県 73 那覇市消防局		

※ 全国違反是正支援アドバイザー消防本部であるが、都道府県内には違反是正の推進に係る業務研修受講消防本部がないことほか、都道府県内の違反是正の実情を踏まえ、都道府県違反是正支援アドバイザー消防本部を業務。

問い合わせ先

消防庁予防課 桐原・諸田  
TEL: 03-5253-7523



そのレスキューが愛する人を救う!



絶望がやってきた。愛する人の姿で

# 散歩する侵略者

BEFORE WE VANISH

長澤まさみ × 松田龍平 × 長谷川博己 × 黒沢清監督



9.9 sat



## 9月9日は救急の日



症状の緊急度を直ぐに判定!  
Q助をダウンロードしましょう!

Q助

検索



Q助ダウンロードは、QRコードからアクセスしましょう▶

主催：厚生労働省・消防庁・都道府県・市町村・日本医師会・日本救急医学会・全国消防長会

©2017『散歩する侵略者』製作委員会